

川西市監査委員告示第14号

住民監査請求に係る勧告（平成20年9月1日付）について、川西市長から措置の通知がありましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき公表します。

平成20年9月22日

川西市監査委員 塩川 芳 則

川西市監査委員 中西 倭 夫

川西市監査委員 吉 富 幸 夫

## 住民監査請求に係る勧告事項に対する措置について

### 1 勧告事項

(住民監査請求：平成20年7月3日請求受付・同年9月1日監査結果公表)

#### (1) 勧告内容

本件請求の対象である各委託業務（※）における運搬物の積載方法及び積載時期等については、実質的には各委託業者に任せている状況であり、その結果、効率的な運搬が行われているとはいえない状況が生じている。

従って、効率的な運搬が担保できるよう積載基準、運搬方法等の見直しを図るとともに、運搬物の集積状況を適時把握して運搬時期の調整を行うこと及び積込状況の確認を行うこと等の改善措置を講じられたい。

#### ※ 措置対象委託業務名

- ① 不燃性廃棄物資源化選別積込、運搬業務委託
- ② 不燃性廃棄物（粉碎鉄屑）運搬資源化業務委託

#### (2) 措置期限

平成20年9月19日

### 2 措置事項

#### (1) 措置通知日（監査委員宛）

平成20年9月19日

#### (2) 措置通知の内容

本市は、住民監査請求監査に係る是正措置の勧告を受け改善措置といたしまして①「不燃性廃棄物資源化選別積込、運搬業務」では、毎日、粗大ごみの選別作業終了後に北部処理センター職員により集積場所の状況を確認、美化業務課（庶務担当）連絡後に同課より翌日の搬送の是非を業者に指示いたします。また、搬出前、搬出後に集積場所の写真を撮影し記録いたします。また、運搬車両が出場する際、計量前に運搬車両の積載状況につきまして可能積載容量を確保し搬出しているか美化推進部職員が目視し確認いたします。積載容量の不足を確認した場合は、再度積込みを指示し確実に可能積載容量で運搬いたします。委託業者からは、積込状況の写真を提出させ適正な搬出が保てるようにいたします。

②「不燃性廃棄物（粉碎鉄屑）運搬資源化業務」では、破碎処理終了後に北部処理センター職員により集積場所の状況を確認、美化業務課（庶務担当）連絡後に同課より翌日の搬送の是非を業者に指示いたします。搬出前、搬出後に集積場所の写真撮影し運搬回数の適正化を図ります。また、運搬車両が出場する際、計量時に運搬車両の積載状況につきまして可能積載容量を確保し搬出しているか職員が目視し確認いたします。積載容量の不足を確認した場合、集積場所に鉄屑が残っている時は、再度積込みを指示し適正な搬出をいたします。委託業者からは、積込状況の写真を提出させ適正な搬出が保てるようにいたします。

(3) 参考（要望事項に対する回答）

本市は、住民監査請求監査に係る要望を受けこの改善措置といたしまして、北部処理センター配置職員の効率的運用を図ることにより不燃性粗大ごみの前処理、選別を強化しパラソルや傘、鉄製網類、内容物残存の缶等の解体可能物の処理を行なってまいります。また、処理困難物として搬出するものであっても一定量束ねて集積場所に持ち込み、運搬車両積込み時に余分な空間ができないようにするなど可能積載容量を最大限確保し搬出できるようにしてまいります。

最大積載容量の積載を遵守すること、搬出回数の適正化を図るため翌日の搬出については委託者の指示に従うこと、積載状況の写真を提出することを契約締結時の仕様書8で定める「仕様書以外の事項」で積載基準として定めてまいります。

北部処理センターでの計量、積載状況、運搬状況（回数）等は、日報としてとりまとめ積込・運搬が適正に行なわれていることが容易に確認できるようにしてまいります。